

超速報！土壌汚染対策法の見直しの方向性について

2017年の法改正以降、浮かび上がってきた数々の課題…



課題①：

法施行から20年。その時々で生じた課題に対応するため様々な特例等を創設した結果、**制度・運用が複雑で分かりにくい**

課題②：

土壌汚染の状況や健康リスクの程度に関わらず**一律の調査や届出の義務**があり、土地所有者等・行政側双方に**大きな負担**

課題③：

企業の統廃合や土地売買など様々な理由で**土壌汚染に関する情報が散逸**してしまい**地歴調査の実施が困難**

課題④：

人口減少社会の本格的な到来等により**情報の散逸が加速する懸念**

課題⑤：

汚染土壌処理施設における**不適切な汚染土壌処理**

課題⑥：

著しく**業務品質に課題がある指定調査機関の存在**



こういった課題を踏まえて…

環境省※1において土壌汚染対策法の見直しが進められています

※1: 中央環境審議会 土壌農薬部会 土壌制度小委員会において

課題①②に対して：

制度・運用の合理化・分かりやすさの改善

- 健康リスクに応じた試料採取等調査や自然由来基準不適合土壌の取扱いの見直し
- 認定調査や飛び地間移動、仮置き等の要件等の見直し など

課題③④に対して：

土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

- 地歴調査の契機の拡充等
- 区域指定等の情報を地図化(GISデータ化)し活用 など

課題⑤⑥に対して：

関係事業者の質の持続的な確保等

- 事業の透明性と適切な技術力等を持続的に確保する方策を検討 など

事業者様・土地所有者様への影響が特に大きい項目を紹介します

地歴調査の契機拡充

課題③④に対応

《従来の調査契機》

1. 有害物質使用特定施設を廃止し、
土壌汚染状況調査を実施するとき
2. 一定規模以上の土地の形質の変更
を行うとき(有害物質使用特定施設
の敷地の場合は900㎡以上、それ
以外の土地は3000㎡以上)
3. 行政からの調査命令
4. 自主調査結果での区域指定申請

+

《新しい調査契機》

5. 有害物質使用特定施設を廃止し、
調査の一時的免除を受けるとき
(1を拡充)
6. 有害物質使用特定施設を承継する
とき(新設)
7. 有害物質使用特定事業場の土地の
所有者等を変更するとき(新設)

◎ 6と7では新所有者等へ調査結果を承継すること

《注目ポイント》

情報管理の重要性
高まる！

健康リスクに応じた試料採取等調査

課題①②に対応

土地の形質の変更を行おうとする時

選択できる

土地の形質の変更の着手の届出

土壌汚染状況調査(地歴・試料採取等)

汚染があれば 区域指定

土地の形質の変更着手

《新しいスキーム》

健康リスクの判断
(地下水の飲用リスク)

土地の形質の変更の着手の届出

試料採取等調査は
行わない

土地の形質の変更着手

《注目ポイント》

地下水の管理体制
を整えよう！

区域指定方法の合理化

課題①②に対応

選択できる

汚染があるところ

地下も含めて
区域指定される

《新しいスキーム》

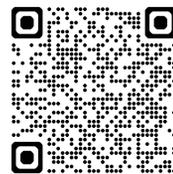
土壌汚染状況調査時
深部方向調査も含め
て一緒に届け出れば
↓
地下は
区域指定されない

《注目ポイント》

認定調査が要ら
なくなる!?

見直しの詳細や事業者様・土地所有者様への影響について
2026年2月25日開催のウェビナー※2で
解説いたします。是非ご参加ください！

※2: 申込ページは [こちら](#)。
スマホからの方は [こちら](#)⇒



今回の内容は土壌制度小委員会から公開されている会議資料を
もとに掲載しています。3つのトピックスを紹介しましたが、いずれ
も見直しの方向性が示された段階であり、環境省においてこれら
が決定されたわけではありませんのでご注意ください。

しかしながら中には事業に大きな影響を与えるものもあります。
もっと詳しく知りたい方は、ぜひウェビナーにご参加ください。

2026年2月25日 15:00~16:00 Teamsにて開催予定です。

ランドソリューション株式会社

連絡先: 03-5412-6710(本社)
06-6220-1377(大阪事務所)
052-203-2852(名古屋事務所)

<https://www.landsolution.co.jp/>